



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月16日火曜日 第1518号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1249

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....1259

医療機関の指定.....1261

指定医療機関の名称の変更.....1261

指定医療機関の廃止の届出.....1262

指定施設の使用時間間隔.....1262

土地改良事業の計画の変更の認可.....1262

新たな土地改良事業の施行の認可（6件）.....1262

町営土地改良事業の施行の同意.....1262

保安林の指定の解除.....1262

同意の成立（漁獲共済）.....1262

道路の区域変更（県道美川松山線）.....1263

道路の供用開始（ " ）.....1263

道路の区域変更（一般国道441号）.....1263

道路の供用開始（ " ）.....1263

開発行為に関する工事の完了.....1264

公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定...1264

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1264

一般県営住宅の入居者募集.....1264

告 示

○愛媛県告示第2281号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学工業株式会社
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表取締役 米倉弘昌
- 事業場の名称及び所在地
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項

(1) 乾燥廃ガス水洗塔 3T - 793

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり12,000ノルマル立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 6～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 230 最大 500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 470 最大 1,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.02
		通常 10 最大 12

(2) 排ガス洗浄塔 3T - 505

特定施設の種類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり1,350ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～10 最大 8～10
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 35 最大 70
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,300 最大 9,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 48 最大 58

(3) 除害塔 1 3 T - 901

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,850ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7～9 最大 7～9
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 45 最大 60
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 80
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 12 最大 15

(4) 除害塔 2 3 T - 904

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,850ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 13～14 最大 13～14
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 60
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 48 最大 58

(5) ベントガス洗浄塔 3 T - 857

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり375ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出され	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 5～10

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 80 最大 150
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 2
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 29 最大 35

(6) 洗浄塔 3 T - 091

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり3,000ノルマル立方メー トル処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用 時間間隔	連 続	
特定施設の1日 当たりの使用 時間	24時間	
特定施設の使用 の季節的変動 の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9~12 最大 8~13
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 8

(7) HCN除害塔 5 T - 202

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり150ノルマル立方メー トル処理	

工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用 時間間隔	連 続	
特定施設の1日 当たりの使用 時間	24時間	
特定施設の使用 の季節的変動 の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 43,000 最大 65,000
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 37,000 最大 56,000
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8 最大 10

(8) 精留塔 2 3 T - 203

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり1,680トン処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用 時間間隔	連 続	
特定施設の1日 当たりの使用 時間	24時間	
特定施設の使用 の季節的変動 の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2~4 最大 1~5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 6,000 最大 8,000
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 30

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 91 最大 110

(9) CO₂ 洗浄塔 3T - 804

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1時間当たり750ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~10 最大 6~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 150
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 700 最大 1,500
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 130 最大 156

(10) 第一脱水塔 3T - 041

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり230トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~6 最大 3~6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 28 最大 33

(11) 濃縮ドレンセパレータ 3D - 807

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり273トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 7~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 300
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 166 最大 200
----------------------------	------------------

(12) 溶媒回収塔リボイラー 3 E - 858

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり23トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 400
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15 最大 18	

(13) 排ガスコンデンサー2 3 E - 812

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり29トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 7~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 19 最大 23	

(14) 精製塔 6 T - 203

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり68トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 250 最大 280	

(15) 精留塔1 3 T - 205

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,200ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 120,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 72 最大 79	

(16) 軽沸コンデンサ 5 E - 302 - 2

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり42トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,650 最大 2,500

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1
	最大	2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	13 最大 16

(17) 濃縮塔 6 T - 204

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり48トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 3~6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15,000 最大 25,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	5 最大 6

(18) 精留塔 3 T - 401

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり180トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4 ~ 5 最大 4 ~ 5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 44,000 最大 60,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6,700 最大 8,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7 最大 9	

(19) 分離塔 3 T - 402

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり147トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5 ~ 7 最大 5 ~ 7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800,000 最大 900,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3

(20) 封水セパレータ 3 D - 406

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり360トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6 ~ 7 最大 4 ~ 8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33,000 最大 40,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 27 最大 30	

(21) 脱安コンデンサー 3 E - 503

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり370トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~12 最大 8~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 74,000 最大 100,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 12	

(22) 排ガスコンデンサー 1 3 E - 792

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり26トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17 最大 20
------------------------	----------------

(23) 溶媒回収塔 3 T - 855

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり120トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~11 最大 9~11
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 67,000 最大 87,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,100 最大 4,160
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 41 最大 46	

(24) ミキサーセトラー 5 T K - 402

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設
特定施設の能力	1日当たり146トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 7,000 最大 10,000
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 87,000 最大 104,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 78 最大 82	

(25) 急冷塔 6 T - 201

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 イ洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり30,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～5 最大 1～5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5,000 最大 10,000
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 80,000 最大 90,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 34 最大 40	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 活性汚泥処理施設（既設）

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和・凝集沈殿・散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～9 最大 2～10	通常 7～8 最大 8.7
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 736.4 最大 1,043.0	通常 159.6 最大 200.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 429.8 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 38	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 19,422 最大 24,000	通常 19,422 最大 24,000	

(2) No2WAO（既設）

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月後
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処 理 施 設 の 種 類	接触型加圧湿式酸化方式及び脱窒方式
処 理 施 設 の 構 造	円筒型反応塔
処理施設の主要寸法	直径 1メートル 長さ 8.4メートル × 2基
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり360立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触型加圧湿式酸化方式及び脱窒方式

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~9 最大 4~9	通常 5~9 最大 4~11
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 17,331 最大 30,268	通常 763 最大 1,338
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,349 最大 3,459	通常 411 最大 1,254
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35,901 最大 55,362	通常 1,509 最大 3,770
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 554.2 最大 661	通常 1,258.2 最大 1,495

(3) アルカリダイジェスター 6D-502 (新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	化学処理		
処理施設の型 式	円筒縦型アルカリダイジェスター		
処理施設の構 造	SUS-316L		
処理施設の主要寸法	直径2.2メートル 高さ8.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり300トン処理		
汚水等の処理の方式	アルカリ加水分解		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~4 最大 1~4	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 96,715 最大 123,770	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,400	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 - 最大 -

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 600	通常 288 最大 560
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 0.5 最大 1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 280	通常 260 最大 300

(4) 3MN焼却炉(新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	焼 却		
処理施設の型 式	円筒横型焼却炉		
処理施設の構 造	外筒鋼板内部耐火レンガ		
処理施設の主要寸法	内径3.5メートル 長さ19メートル		
処理施設の能力	1日当たり175立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	焼 却		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~4 最大 1~4	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 96,715 最大 123,770	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,400	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 - 最大 -

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 135 最大 175	通常 - 最大 -
----------------------------	------------------	--------------

(5) 4CT(新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	液中燃焼		
処理施設の構造	外筒鋼板内部耐火レンガ		
処理施設の主要寸法	直径 3.4メートル 高さ 11.8メートル		
処理施設の能力	1日当たり220トン処理		
汚水等の処理の方式	燃焼式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~10 最大 7~11	通常 7~10 最大 7~11
汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33,035 最大 45,103	通常 10 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 200 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36,600 最大 44,000	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 195 最大 220	通常 624 最大 750	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17.57 最大 35.0

浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.82 最大 69.0
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.0 最大 30.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 248,978 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.8 最大 8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

○愛媛県告示第2282号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学工業株式会社
大阪府中央区北浜四丁目5番33号
代表取締役 米倉弘昌
- 事業場の名称及び所在地
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、二、ホ、第27号イ、ロ、ハ、又、ル、第32号イ、ロ、二、第33号ロ、ハ、又、第35号イ、ロ、ハ、

第37号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、ヨ、タ、第46号イ、ロ、ニ、第71の4号及び第74号

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法等の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設分

活性汚泥処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~9 最大 10	通常 7~8 最大 8.7	通常 3~9 最大 10	通常 7~8 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 740.8 最大 1,043.0	通常 183.7 最大 224.0	通常 736.4 最大 1,043.0	通常 159.6 最大 200.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 468.5 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0	通常 429.8 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 38	通常 10 最大 13	通常 30 最大 38	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,960 最大 24,000	通常 17,960 最大 24,000	通常 19,422 最大 24,000	通常 19,422 最大 24,000	

No.1 湿式酸化処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~14 最大 14	通常 6~8 最大 9	通常 12~14 最大 14	通常 6~8 最大 9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21,938 最大 28,623	通常 580 最大 1,095.8	通常 21,505 最大 28,623	通常 545 最大 1,095.8
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 87 最大 136	通常 122 最大 276	通常 87 最大 136	通常 122 最大 276
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7,846 最大 15,149	通常 7,760 最大 13,116	通常 4,139 最大 10,978	通常 3,981 最大 10,507
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 359 最大 435	通常 370 最大 450	通常 277 最大 335	通常 288 最大 350	

液中焼却炉 3CT

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~12 最大 12	通常 6~9 最大 10	通常 9~12 最大 12	通常 6~9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 74,122 最大 91,854	通常 50 最大 55	通常 44,857 最大 60,069	通常 50 最大 55
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 17 最大 57	通常 15 最大 55	通常 16 最大 47	通常 15 最大 55
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,466 最大 2,096	通常 20 最大 30	通常 19,483 最大 25,423	通常 20 最大 30
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 99 最大 129	通常 240 最大 240	通常 88 最大 116	通常 213 最大 213	

(2) 新設分

3MN焼却炉

工事の着手予定年月日	許可後直ちに									
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月後									
使用開始の予定年月日	完成の翌日									
処理施設の種 類	焼 却									
処理施設の型 式	円筒横型焼却炉									
処理施設の構 造	外筒鋼板内部耐火レンガ									
処理施設の主要寸法	内径3.5メートル 長さ19メートル									
処理施設の能力	1日当たり175立方メートル処理									
汚水等の処理の方式	焼 却									
処理施設の使用時間間隔	連 続									
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間									
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し									
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>処 理 前</th> <th>処 理 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 1~4 最大 4</td> <td>通常 - 最大 -</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 96,715 最大 123,770</td> <td>通常 - 最大 -</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	処 理 前	処 理 後	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~4 最大 4	通常 - 最大 -	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 96,715 最大 123,770	通常 - 最大 -
項 目	処 理 前	処 理 後								
水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~4 最大 4	通常 - 最大 -								
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 96,715 最大 123,770	通常 - 最大 -								

浮遊物質 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 20 最大 60	通常 - 最大 -
窒素含有 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 800 最大 1,400	通常 - 最大 -
りん含有 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 135 最大 175	通常 - 最大 -

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.7 最大 8.7	通常 5.5~8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 18.48 最大 35.0	通常 17.57 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30.0 最大 69.0	通常 29.82 最大 69.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 39.9 最大 50.0	通常 24.0 最大 30.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.99 最大 7.0	通常 0.6 最大 2.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 247,516 最大 327,000	通常 248,978 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.8 最大 8.8	通常 5.5~8.8 最大 8.8

○愛媛県告示第2284号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
柿原薬局	青空薬局	メディカルブレーション株式会社	宇和島市柿原甲1352番4	平成15年11月1日

化学的酸素 要求量(単 位1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 9.33 最大 20.0	通常 9.33 最大 20.0
浮遊物質 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 21.0 最大 60.0	通常 21.0 最大 60.0
窒素含有 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 6.0 最大 10.0	通常 6.0 最大 10.0
りん含有 量(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 3.0	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	通常 17,174 最大 33,000

備考 その他に雨水排水口が35カ所ある。

○愛媛県告示第2283号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
新宮村国民健康 保険診療所	新 宮 村	宇摩郡新宮村大字新宮 50番地	平成15年 11月1日
柳 谷 歯 科	森 岡 透	上浮穴郡柳谷村柳井川 839番地	平成15年 11月7日
ほほえみ歯科ク リニック	高 橋 啓 二	川之江市妻鳥町1136 - 1 フジグラン川之江専 門店棟	平成15年 12月1日
いよ産婦人科医 院	渡 邊 克 一	伊予市下吾川1442番地 13	平成15年 10月1日

○愛媛県告示第2285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
新宮村国民健康 保険診療所	新 宮 村	宇摩郡新宮村大字新宮 1015番地	平成15年 11月1日
いよ産婦人科医 院	医療法人春風会	伊予市下吾川1442番地 13	平成15年 10月1日

○愛媛県告示第2286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
和田接骨院	和 田 撰 守	伊予三島市中央三丁目 1-9	平成15年 12月1日

○愛媛県告示第2287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東予市河原津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北本郷揚水地区）の施行を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下飯武揚水地区）の施行を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・

八日市揚水地区）の施行を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大倉地区）の施行を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・具定地区）の施行を平成15年11月27日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・周木地区）の施行を平成15年11月28日認可した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、菊間町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中井出地区）の施行に平成15年11月27日同意した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2295号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
温泉郡中島町大字粟井丁23の8
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第2296号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要

件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同条第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
深浦区域（深浦漁業協同組合の地区）	加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の表42の項区分の欄(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第2297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川松山線	温泉郡重信町大字上林字湧水中通甲104番1地先から 同大字字上駄馬乙867番3まで	旧	メートル 3.0～9.0	キロメートル 0.600	
			新	7.0～27.6	0.624	

○愛媛県告示第2298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	温泉郡重信町大字上林字湧水中通甲104番1地先から 同大字字上駄馬乙867番3まで	平成15年12月16日

○愛媛県告示第2299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡広見町大字清水1287番1から 同大字1245番3まで	旧	メートル 8.8～20.0	キロメートル 0.280	
			新	13.1～21.0	0.280	

○愛媛県告示第2300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	北宇和郡広見町大字清水1287番1から 同大字1245番3まで	平成15年12月16日

○愛媛県告示第2301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局丹土（開）第15号 平成15年12月2日	東予市北条1242番8、1242番2及び1241番2	東予市北条1264番地1 平 木 克 彦
15松局伊土検（開）第33号 平成15年12月3日	伊予市宮下字松ノ下269番3並びに同市宮下字大上戸531番1、531番3、532番3、539番1、540番2、541番1、542番1、544番4、539番1地先農道及び540番2地先水路	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫
15松局伊土検（開）第34号 平成15年12月3日	伊予郡松前町大字西古泉字大福376番6	伊予郡松前町大字上高柳586番地1 兵 頭 靖 久
15西局建（開）第21号 平成15年12月4日	西条市大町字竹鼻606番1、606番4、607番1及び607番4	松山市土居田町750番地1 株式会社 ベルモニー 代表取締役 武 智 義 則
15西局建（開）第22号 平成15年12月5日	西条市玉津字東御船蔵677番2、677番7及び677番8	西条市神拝甲218番地の5 真 鍋 郁 子

○愛媛県告示第2302号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数 値
松山市東石井四丁目	石井団地	15	耐 火	0.8070

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月8日	特定非営利活動法人 アトリ工素心居	河 部 宏 子	松山市南斎院町812番地	この法人は不特定多数の障害のある人に対し、芸術活動を支援することによって、美術や音楽等の表現活動に興味・関心のある障害者の潜在能力や可能性を引き出すと共に、アートの視点から障害者の人権を守り、社会参加を目指しながら、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

一般県営住宅の入居者募集について

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般県営住宅の入居者を次のとおり公募する。

平成15年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 公募対象の建物概要

設置所在地名	団 地 名	構 造 別	型 別	床 面 積	募 集 戸 数 (特定目的住宅を含む。)
松山市東石井四丁目	石井	中 層 耐 火	2 D K	80.60㎡	6 戸
			1 L D K	70.80㎡	4 戸
			2 L D K (車椅子用住宅)	96.00㎡	1 戸

備考 「特定目的住宅」とは、入居者又は同居親族に60歳以上の者がいる世帯、入居者又は同居親族に心身障害者がいる世帯、同居親族に18歳未満の児童が3名以上いる世帯及び入居者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである世帯を対象とする住宅をいう。

2 家賃

条例第9条に規定する額。なお、家賃の外に共益費が必要である。

3 入居者の資格（次の事項（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項各号に掲げる者で知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては(1)及び(3)、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては(3)）を具備すること。）

- (1) その者の収入が条例第5条第1号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者（3箇月以内に結婚する者に限る。以下同じ。）を含む。）があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

4 申込受付期間

平成16年2月2日から10日まで

なお、抽せん日以後でも入居可能な場合は、順次申込みを受け付ける。

5 申込受付場所

愛媛県松山地方局建設部建築指導課

6 申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 市町村長の発行する平成14年分の所得証明書
- (3) 平成15年分の所得を証明する書類（源泉徴収票又は収支明細書）
- (4) 住民票の謄本
- (5) 婚姻の予約者については、双方の両親又は媒酌予定者による婚約証明書

7 入居の決定

抽せんにより決定する。

8 抽せんの日時及び場所

- (1) 日時
平成16年3月1日（月）午後2時
- (2) 場所
松山市北持田町132番地
愛媛県松山地方局 7階大会議室

9 抽せんの方法

一般住宅と特定目的住宅とは、別に抽せんする。

10 入居時期

平成16年3月18日

11 その他

特定目的住宅へ入居申込みをする者は、その旨を申し出て、対象世帯であることの確認を受けること。

